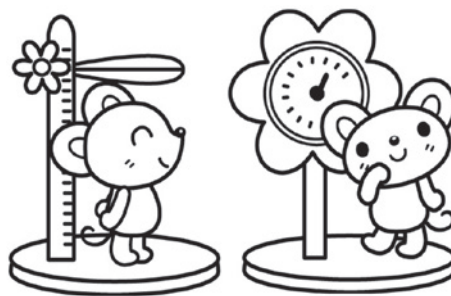


# 子どもはぐくみ医療費助成対象年齢が拡大されました

平成28年4月1日から美波町独自の取り組みとして、子育て支援を目的に子どもはぐくみ医療費助成対象年齢が18歳以後の最初の3月31日まで拡大されました。

平成10年4月2日～平成13年4月1日生まれのお子様がいる方で手続きが終わっていない方は、美波町役場保健福祉課又は、由岐支所で手続きをしてください。



## 【改正内容】

	これまでの制度	平成28年4月から
制 度 名	子どもはぐくみ医療費助成制度	
助成対象年齢	通院・入院 <b>中学校修了まで</b>	通院・入院 <b>18歳以後の最初の3月31日までの者</b> (※婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の者、勤労者を除く)
受給者証の発行	① 0～3歳未満(アイボリー色) ② 3～6歳未満(アイボリー色) ③ 6歳児～小学6年生修了(アイボリー色) ④ 中学1年生～ <b>中学3年生修了</b> (水色)	① 0～3歳未満(アイボリー色) ② 3～6歳未満(アイボリー色) ③ 6歳児～小学6年生修了(アイボリー色) ④ 中学1年生～ <b>18歳以後の最初の3月31日までの者</b> (水色)
自己負担額	通院 ・ 3歳未満一部負担金なし ・ 3歳～ <b>中学校修了まで</b> 1ヶ月1医療機関あたり600円 入院 ・ 6歳児未満一部負担金なし ・ 6歳～ <b>中学校修了まで</b> 1ヶ月1医療機関あたり600円	通院 ・ 3歳未満一部負担金なし ・ 3歳～ <b>18歳以後の最初の3月31日までの者</b> 1ヶ月1医療機関あたり600円 入院 ・ 6歳児未満一部負担金なし ・ 6歳～ <b>18歳以後の最初の3月31日までの者</b> 1ヶ月1医療機関あたり600円

※ 入院時での食事代などの保険適用外分は対象外です。

※ 徳島県外の医療機関及び接骨院での受診は、受給者証が使えないので、いったん窓口で自己負担分を支払い、領収書・印鑑を持参して役場に申請していただくと、後日払い戻します。

※ 助成には所得制限があります。

※ 毎年6月は、年度更新を行います。ご協力よろしくをお願いします。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614

